定期監査結果に基づく措置の公表について

平成 30 年度会計に属する予算執行状況の定期監査結果に基づき講じた措置について、千代田区長から別紙（写）のとおり通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項後段の規定に基づき公表する。

令和元年 10 月 24 日

千代田区監査委員　　印　東　大　祐

同　　野　本　俊　輔

同　　桜　井　ただし

（写）

31 千政総務発第 249 号
令和元年 9 月 30 日

千代田区監査委員　　印東　大　祐

千代田区監査委員　　野本　俊　輔　　様

千代田区監査委員　　桜井　ただし

千代田区長　　石　川　雅　己

定期監査の結果に基づく措置対応について

令和元年 9 月 4 日付、31 千監査発第 35 号により千代田区監査委員から通知のあった件について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じましたのでその内容を通知します。

収受
千監査第 19 号
令和 1. 9. 30
千代田区監査委員事務局

記

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき措置した内容

定期監査結果報告書の内容等を確認したのち、特に、「主な改善すべき注意事項等」については、その内容を各部署へ通知し、注意事項等の対応状況等について報告を求めました。

その後、すべての職員がこれら指摘事項について共通認識ができるようその情報を共有するとともに、各部長あてには事業部の最高責任者として区民サービスの向上に努めるとともに、信頼される区政の実現に向けて職員の事務処理能力の向上に取り組むよう下命しております。

以上